

緊急支援融資について【各生活支援、各種減免制度、雇用・社会保障等】

いわき市災害義援金

基準日（3月11日）において、いわき市に居住し、次のいずれかに該当する世帯となります。

■対象世帯

- ①東日本大震災により、住家が全壊または半壊した世帯
- ②東電第一原から30%圏内に居住していた世帯
(久ノ浜、大久地区全域、川前町下桶岸字志田名・宇萩、小川町上小川字上戸渡、宇中戸渡、字下戸渡)

■配分額

いわき市として5万円、福島県として5万円、合計10万円が配分されます。

■申請方法

①住家が全壊または半壊した世帯

各種給付金等の共通様式「被災状況調査兼委任状」の提出により、義援金の配分も合わせて行います。（すでに手続きをされた方は申請不要です。）

②原発30%圏内の対象世帯（全壊・半壊等の世帯は除く）
「義援金配分申請書」により申請します。

■申請手続き

※原則として、世帯主の方が申請して下さい。

■受付窓口

文化センター、各地区保健福祉センター、各支所

■申請期間等

4月15日（金）から当分の間

医療費の窓口無料制度

医療機関に被災者であると申し立てれば、窓口負担なしに医療を受けられます。

■対象
住宅が全半壊かそれに準ずる状態にある人、又は主たる生計者が

①死亡または重篤な疾病

②行方不明

③廃休業

④現在失業して収入がない

⑤福島第一原発の事故で政府（自治体）指示により、避難や屋内避難している方

※保険証なしでも、氏名・生年月日・住所を医療機関に伝えて下さい。

※若し医療機関で請求されたら、被災者である旨を申し出て、制度の内容を保健所で確認するように求めて下さい。

生活保護の申請

収入がなくなり、資産もない場合
○収入や資産がなく、生活の維持が困難な方は、生活保護が受けられます。資産があつてもただちに処分が難しい場合はうけられるケースがあります。

○生活保護は、被災者が居住地を離れ、避難所や他市町村に避難した場合、避難先の市町村で申請できます。申し込みは各市町村です。

生活必需品の給与または貸与

災害救助法では、被災を受けた人に被服、寝具など生活必需品が給与（または貸与）されます。

■対象

全半壊（焼）、流失、床上浸水などで、生活中必要な生活必需品を失い、損壊し、直ちに日常生活が困難な人。学用品も同様に小中学生、高校生に支給されます。

仮設住宅などに入居が決まり新生活に必要な生活必需品を整えていくために、この制度の活用できます。

各市町村が窓口ですので、日常的に必要な生活用品の支給を申し出て下さい。

各種減免、教育への援助

国民健康保険料（税）

国民健康保険は、市町村の判断で保険料（税）の減免・徵収猶予ができます。健康保険は保険者の判断で、保険料納付期限の延長などができます。

所得税の軽減、免除

地震により、住宅または家財に甚大な被害を受けた場合、来年度納稅分の所得税が軽減または免除される場合があります。（修理等にかかった費用の領收書は保管）

損害による控除

商店の店舗、工場、倉庫、機械等の事業用資産（農水産業施設）が被害を受けた場合、その損害額は事業用所得の必要経費として算定され、控除できます。

地方税の減免制度

住民税、固定資産税、事業税など地方税の減免制度はそれぞれの自治体の条例によります。県税では個人事業税、不動産所得税、自動車税が減免適用になります。

学費・教育費への援助

○天災などの場合、私立高校、大学の授業料の減免や延納ができる場合があります。各学校にお問い合わせください。

○震災で大きな被害を受け、経済的に困難な世帯に、通学用品費や新入学用品費が支給される就学援助制度をうけることができます。（申し込みは各学校）

※これらの減免制度等は、県、市町村、税務署に相談してください。

◆いわき市《東北地方太平洋沖地震に伴う総合窓口》

いわき市文化センター（中央公民館）2階視聴覚室

21-4135

◆公共職業安定所（ハローワーク）

平：23-1421

磐城：54-6666

勿来：63-3171

◆いわき労働基準監督署 23-2255

◆いわき税務署 23-2141

◆年金事務所 23-5611

《保存版 生活支援編》 その5

編集：（有）菅原新聞店

電話44-1761 FAX44-3152

いわき市常磐湯本町天王崎46-3

税金、社会保険料等の減免

【所得税等の申告納付期限の延長】

○今回の震災で被災をうけた地域では所得税・消費税・相続税などの申告や納付の期限を延長（納税者が手続きできる状態となつたと国税庁が判断した日から2ヵ月以内）し、相当な損失を受けている場合、納税の猶予（原則1年内）が認められます。（※青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県は自動延長されます）

【所得税等の減免等】

家屋、家具などに損害を受けた時は、所得税法の雑損控除か災害減免法のいずれかの有利な方法で所得税が減免されます。

雑損控除は3年間（最高で4年）繰り越せます。

○雑損控除＝損失額（損害金額+災害関連支出の金額-保険金などで補てんされる額）から所得金額の1割を差し引いた額を控除。

（※損害額が多額で、控除する年の所得金額から控除しきれない場合には、その翌年以降3年間、損失を繰り越せます。損害が生じた年を含めて最長4年）

○災害減免法は、被災を受けた住宅や家財が時価の2分の1以上、災害年の所得金額が1000万円以下の場合、所得金額に応じて所得税が減免されます。

雑損控除は2010年分から適用

○所得税の軽減は、被災を受けた2011年分の所得税が対象になりますが、今回は、2010年分の所得税からの控除が認められることになります。したがって、確定申告を終えた人でも、震災をうけて再度申告しなおすことが大事です。●住民税や固定資産税など地方税でも、所得税と同様の雑損控除があるほか、災害減免条例など自治体独自の軽減措置が実施される場合もあります。

○損害を受けた会社員や公的年金受給者は、所得金額の見積もり額に応じて所得税の源泉徴収（天引き）の猶予や還付を受けられます。

【社会保険料等の減免】

○損害を受けた会社員や公的年金受給者は、社会保険料や労働保険料の納付期限の延長や猶予が設けられます。

○住宅、家屋など財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、国民年金保険料が全額免除されます。

これまで5回に渡り【各種生活支援制度】の概要についてご紹介させていただきました。不十分な内容で分かりにくかった点もあったと思いますが、ご勘弁下さい。

今回の大震災は、地震・津波、さらに原発事故、そして風評被害の拡大となっているため、現行制度では限界にきています。

制度の拡充を含め、新たな支援制度の導入が必要になってきていましたし、申請手続きについても簡略化が必要と思われます。また新たな支援制度等があった際は、お知らせいたします。